

件名	愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2
<p>【制定の概要】</p> <p>1 趣旨 公職選挙法第172条の2の規定に基づき、愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めること。</p> <p>2 選挙公報の発行 (1) 愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行すること。 (2) 選挙公報は、選挙区ごとに発行すること。</p> <p>3 掲載文の申請 (1) 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添付して、選挙期日の告示のあった日に文書で申請しなければならないこと。 (2) 候補者は、選挙公報の掲載文には、他人若しくは他の政治団体の名誉を傷付け、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする事項等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならないこと。</p> <p>4 選挙公報の発行手続 (1) 委員会は、申請に係る掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこと。 (2) 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定めること。 (3) 候補者又はその代理人は、(2)のくじに立ち会うことができること。</p> <p>5 選挙公報の配布 (1) 選挙公報は、市町の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日前2日までに、配布するものとする。こと。 (2) 市町の選挙管理委員会は、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ委員会に届け出て、当該選挙の期日の2日前までに新聞折込み等の方法による配布を行うことによって、(1)の配布に代えることができること。この場合、市役所、町役場等に選挙公報を備え置く等選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならないこと。</p> <p>6 選挙公報の発行を中止する場合 投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるとき。</p> <p>7 申請等の時間 選挙公報の掲載の申請等の時間は、午前8時30分から午後5時までの間</p> <p>8 委任 その他選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定めること。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>全国の条例制定状況 制定済み33都道府県、未制定14県 選挙公報の発行部数（予定） 約640,000部（有権者世帯）</p>	